(a)　内空断面積(覆工後の内空面積)が65㎡以上の施工実績を有すること。
(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。
(c)　(a)及び(b)の施工実績が適切なものであること。
ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。
(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
(ｲ)　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(a)から(c)の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
代表者の技術者が下記(a)から(c)の要件を満たしていること。構成員の技術者は下記(a)から(c)、又は下記(a)及び(c)の要件を満たしていること。
(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が65㎡以上の施工経験を有すること。
(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工経験を有すること。
(c)　(a)及び(b)の施工経験が適切なものであること。
ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。
「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
上記７(1)①の認定(同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他
(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道47号猪ノ鼻トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28事業年度において、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「当社」という。)の建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要となる資格の申請方法等について、次のとおり公示する。
平成 26 年 10 月 22 日
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二
◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公示平成 26 年第５号

１　工事種別及び業種区分
(1)　建設工事　建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする。（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第１の上欄に掲げる建設工事の種類である。）
①　土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　鉄筋工事　タイル・れんが・ブロック工事）
②　鋼橋上部工工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事）
③　ＰＣ橋上部工工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）
④　舗装工事（ほ装工事）
⑤　鋼構造物工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事）
⑥　建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　建具工事　鋼構造物工事　清掃施設工事　防水工事）
⑦　電気工事（電気工事）
⑧　受配電設備工事（電気工事）
⑨　通信工事（電気通信工事）
⑩　遠方監視制御設備工事（電気通信工事）
⑪　交通情報設備工事（電気通信工事）
⑫　管工事（管工事　水道施設工事　熱絶縁工事　機械器具設置工事）
⑬　機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事　清掃施設工事）
⑭　トンネル非常用設備工事(消防施設工事)
⑮　トンネル換気設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）
⑯　塗装工事（塗装工事）
⑰　造園工事（造園工事）
⑱　のり面処理工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　防水工事）
⑲　防護さく工事（とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事）
⑳　遮音壁工事（土木一式工事　建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事）
㉑　標識工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　鋼構造物工事　機械器具設置工事）
㉒　区画線工事（塗装工事）
㉓　軌道工事（土木一式工事　鋼構造物工事　鉄筋工事　機械器具設置工事）
㉔　トンネル内装工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　板金工事）
㉕　保全土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　ほ装工事　防水工事　造園工事）
㉖　保全施設工事（建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　電気工事　管工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　機械器具設置工事　熱絶縁工事　電気通信工事　建具工事　水道施設工事　消防施設工事）
(2)　測量・建設コンサルタント等業務　測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。
①　地質・土質調査
②　測量
③　土木設計
④　海中構造物設計